

2018年11月7日 全12頁

年金生活者の実質可処分所得は どう変わってきたか

モデル世帯の実質可処分所得の試算（2011～2017年実績）

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

[要約]

- 年金支給額と物価の実績値や、社会保険料等の改定を踏まえ、年金生活者世帯における2011年から2017年までの実質可処分所得をモデル世帯を設定して試算した。
- 2017年時点の2011年比の実質可処分所得は、①モデル夫婦世帯で4.9%、②モデル女性単身世帯で4.6%それぞれ減少した。実質可処分所得の主な減少要因は、消費税率の引上げを含む物価上昇である。
- 2019年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられる際は、同時に年金生活者支援給付金の支給が開始されるため、年金生活者のモデル世帯における実質可処分所得は一時的に増加する公算が大きい。しかし、中長期的には、マクロ経済スライドの実施による実質的な年金支給額の切り下げにより、年金生活者世帯の実質可処分所得は減少していくことが見込まれる。こうした「年金の目減り」を見据え、就労や資産の活用が可能な世帯においては、公的年金以外の収入を確保していく自助努力が求められるだろう。

[目次]

はじめに～実質可処分所得とは……………	2ページ
1. 物価動向と年金生活者にかかる制度の変遷……………	3ページ
2. ①モデル夫婦世帯の可処分所得の推移……………	7ページ
3. ②モデル女性単身世帯の可処分所得の推移……………	9ページ
4. 2019年10月の消費税率引上げ時の影響試算……………	10ページ
おわりに～本格的な「年金の目減り」に向け準備を……………	11ページ
(参考) 数表一覧……………	12ページ

はじめに～実質可処分所得とは

「年金生活者の実質可処分所得の動向」を分析

大和総研では、これまで、社会保障・税一体改革の議論が本格化した 2011 年から、主に現役世帯について「消費税増税等の家計への影響試算」のレポートを公表してきた¹。

本レポートでは、総世帯数の約 3 割を占める年金生活者世帯の暮らし向きを把握すべく、代表的と考えられるモデル世帯を設定し、実質可処分所得の動向を試算した。

試算は、社会保障・税一体改革の議論が本格化し、家計の負担が高まり始めた 2011 年を起点とし、年金支給額や社会保険料等の実績をもとに直近の 2018 年まで試算した。

実質可処分所得というモノサシ

家計の姿を見る際に、本レポートでは「実質可処分所得」というモノサシを用いる。

「(名目) 可処分所得」とは、年金生活者の場合、税引き前の年金収入から、所得税、住民税、社会保険料を差引き、給付金(簡素な給付など)を足した金額である²。可処分所得が多くなるほど、自由に使えるお金が増えて、生活に余裕ができる。

$$\text{(名目) 可処分所得} = \text{税引き前の年金収入} - (\text{所得税} + \text{住民税} + \text{社会保険料}) + \text{給付金}$$

しかし、単純に「可処分所得」の増減で暮らしのゆとりを測るのは適切ではない。物価が上昇すると、同じ金額で購入できるモノやサービスの量が減少するため、可処分所得が同じであっても暮らしぶりが厳しくなるためである。

可処分所得を基準時点(ここでは 2011 年時点)の物価に換算し、どの程度のモノやサービスが購入できるかを比較できるようにしたものが実質可処分所得である。

$$\text{実質可処分所得} = \text{可処分所得} \times \frac{\text{基準年(2011年)の物価水準}}{\text{分析する年の物価水準}}$$

物価水準は、総務省が公表する「消費者物価指数(CPI)総合」を用いた。CPI 総合は消費税込みの物価で算出される。CPI 総合を用いた実質可処分所得を算出することにより、消費税率引上げを含む物価上昇を考慮した暮らしぶりの変化を見ることができる。

¹ 最新の試算は、是枝俊悟「消費税増税等の家計への影響試算(2018年10月版)」(2018年10月30日発表、大和総研レポート)参照。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20181030_020402.html

² もっとも、後述するように、モデル世帯において所得税・住民税は非課税となるため、実際には、「可処分所得=税引き前の年金収入-社会保険料+給付金」で算出される。

1. 年金生活者にかかる制度の変遷と物価動向

モデル世帯と年金支給額の推移

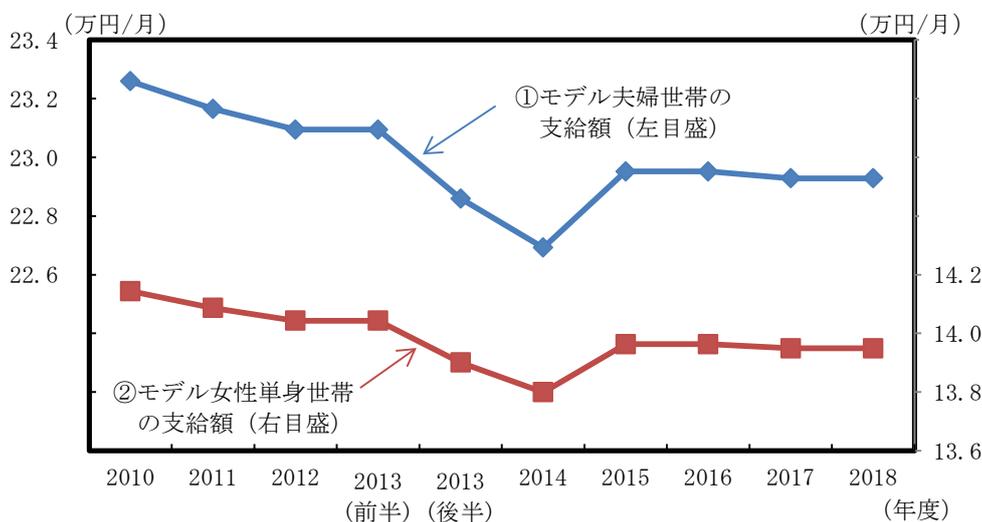
モデル世帯の世帯構成は、①夫婦世帯、②女性単身世帯の2パターンとした。①は毎年、厚生労働省が年金額を公表しているモデル世帯（夫は平均的な報酬³で40年間厚生年金に加入、妻は国民年金に40年間加入）とし、②は、①の夫婦世帯において夫が死亡した後の女性単身世帯を想定した。モデル世帯の年金支給額は、次の図表2のように推移している。

年金支給額は主に2013年度と2014年度に引き下げられている。

本来、公的年金の支給額は物価上昇時には増額し、物価下落時には減額することが原則であったが、過去に物価が下落した際にその分の年金支給額を減らさなかった経緯から、2012年度まで特例を定めて本来よりも高水準の年金が支給されていた。2013年度と2014年度の年金給付額の引下げは、この特例を段階的に廃止したためである。

2015年度は、2014年4月の消費税率引上げに伴う物価上昇を反映し、年金支給額がプラス改定された。2016年度から2018年度にかけては、2017年度に▲0.1%の改定があったのみであり、年金支給額はほぼ変わっていない。

図表1 モデル世帯の年金支給額の推移



(注) 標準報酬は賞与を除き月36万円とした。2013年度は年金支給額が2度改定されている。

(出所) 厚生労働省発表資料をもとに大和総研試算

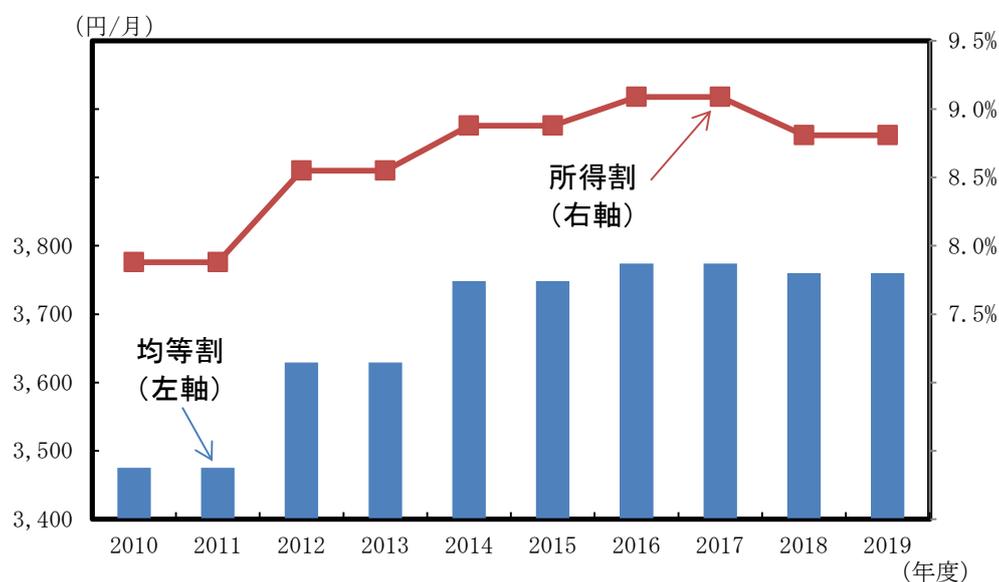
³ 2014年度までは賞与を除き月36万円、2015年度以後は賞与を含み月42.8万円がモデルとして示されている。モデルの切替に伴って年金支給額が変動しているが、図表1では2015年度以後も2014年度までのモデルをベースに年金支給額を示した。

社会保険料について

試算では、①モデル夫婦世帯、②モデル女性単身世帯ともに後期高齢者医療制度⁴および介護保険に加入し、保険料率は全国平均値とした⁵。

後期高齢者医療制度の保険料は、原則 1 人あたり定額の均等割（ただし低所得者の軽減はある）と、住民税の所得に対して定率の所得割からなり、個人ごとに納める。保険料率は 2 年ごとに改定が行われ、2018 年度においては所得割・均等割ともに引き下げられたが、それ以外の 2012 年度・2014 年度・2016 年度では所得割・均等割ともに引き上げられており、保険料率は概ね上昇してきた（図表 2）。

図表2 後期高齢者医療制度の全国平均保険料率の推移



(出所)厚生労働省報道発表資料をもとに大和総研作成

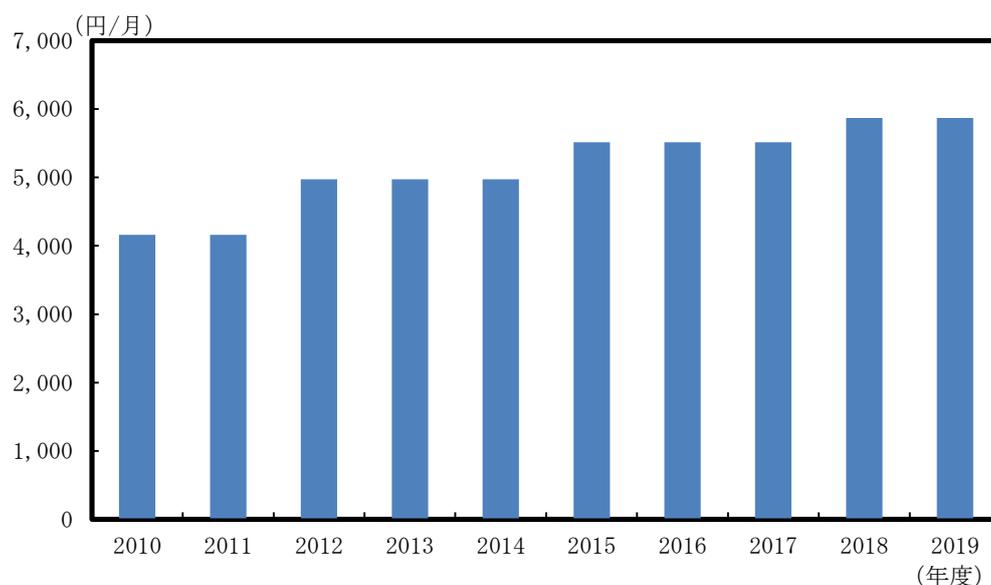
介護保険（65 歳以上の第 1 号被保険者）の保険料は、基準額に所得に応じた倍率⁶を乗じた金額を個人単位で納める。介護保険の全国平均保険料基準額は、3 年ごとに改定が行われ、近年は 2012 年度・2015 年度・2018 年度のいずれも引き上げられている（図表 3）。

⁴ モデル世帯を 75 歳未満とした場合、多くは国民健康保険に加入するが、国民健康保険の保険料は自治外により算定方式が大きく異なる。このため、保険料の算定方式が全国一律である後期高齢者医療制度に加入することとなる 75 歳以上をモデル世帯とした。

⁵ 保険料の減免制度は国の基準によるものを採用し、自治体独自の減免制度は考慮していない。

⁶ 国の基準では、2018 年度現在、最低 0.45 倍から最高 1.7 倍となっている。

図表3 介護保険(第1号被保険者)の全国平均保険料基準額の推移



(出所)厚生労働省報道発表資料をもとに大和総研作成

所得税・住民税について

2011年から2018年にかけて所得税・住民税の改正が行われているが、課税最低限については変わっていない。図表4は、65歳以上の年金生活者における課税最低限を示したものである。

図表4 65歳以上の年金生活者(所得が年金のみの者)における課税最低限(年額・万円)

	所得税	住民税(均等割)		
		1級地	2級地	3級地
単身	158	155	151.5	148
70歳以上の配偶者を扶養している者	206	211	201.9	192.8

(注)所得税の課税最低限は社会保険料控除を考慮しない金額。住民税均等割の課税最低限は市区町村により異なる(都市部が1級地、地方が3級地)。

(出所)法令等をもとに大和総研作成

①モデル夫婦世帯における年金支給額は夫の分に限れば、2011年から2018年にかけて年195.51万円～199.36万円で推移しているが、この年金額は所得税の課税最低限に満たず、住民税均等割についても3級地を除いては非課税となる。高齢者の過半は1級地または2級地の自治体に居住していると考えられるため⁷、本稿では①モデル夫婦世帯は1級地または2級地の自治体に居住しているものとし、住民税均等割は非課税(所得税も非課税)として試算を行う。

⁷ 住民税非課税の基準となる級地は生活保護制度に基づくものである。市町村数ベースでは3級地は1,412市町村あり、市町村数の82.1%を占めるが、3級地の1市町村あたりの人口は少ないため、生活保護受給世帯数ベースでは、3級地のシェアは19.1%に留まる(厚生労働省「級地制度の在り方の検討」(平成28年10月28日)より)。

②モデル女性単身世帯における年金支給額のうち、課税対象となる老齢基礎年金は年 77.47 万円～79.00 万円と推移しており、所得税・住民税均等割の課税最低限に満たない⁸。このため、本稿では②モデル女性単身世帯も所得税・住民税非課税として試算を行う。

給付金について

2014 年以後、消費税率引上げによる影響を緩和するため、世帯全員住民税均等割が非課税の世帯に、給付金の支給が行われている。うち、年金生活者が対象となる給付金は、次の図表 5 に示される。

「簡素な給付措置」の支給額は、食費のうち消費税率の 3%pt 引上げによる負担増相当額とされているが、支給対象期間が異なるため、各回の支給額は 1 人あたり 0.3 万円～1.5 万円とばらつきがある。

これに加え、2014 年の「簡素な給付措置」においては、年金支給額の特例（3 ページで前述）廃止を考慮して年金受給者に 1 人あたり 0.5 万円が加算された他、2016 年には「賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点」⁹等を考慮し、65 歳以上の高齢者に「高齢者向け給付金」として 1 人あたり 3 万円の給付が行われた。

図表 5 住民税非課税世帯の年金生活者に支給された給付金一覧（2014 年以後）

支給時期	名称	支給対象者	支給対象期間(注)	1人あたり 支給額(万円)
2014年	平成26年度簡素な給付措置 (臨時福祉給付金)	全員	2014年4月～2015年9月 の1年半分	1.0
		年金受給者 への加算	—	0.5
2015年	平成27年度簡素な給付措置 (臨時福祉給付金)	全員	2015年10月～2016年9月 の1年分	0.6
2016年	平成28年度簡素な給付措置 (臨時福祉給付金)	全員	2016年10月～2017年3月 の半年分	0.3
	高齢者向け給付金 (年金生活者等支援 臨時福祉給付金)	65歳以上	—	3.0
2017年	「臨時福祉給付金 (経済対策分)」 (簡素な給付措置)	全員	2017年4月～2019年9月 の2年半分	1.5

(注)「簡素な給付措置」の支給額は、支給対象期間の食費のうち消費税率の3%pt引上げによる負担増相当額とされている。

(出所)厚生労働省報道発表資料をもとに大和総研作成

物価の推移

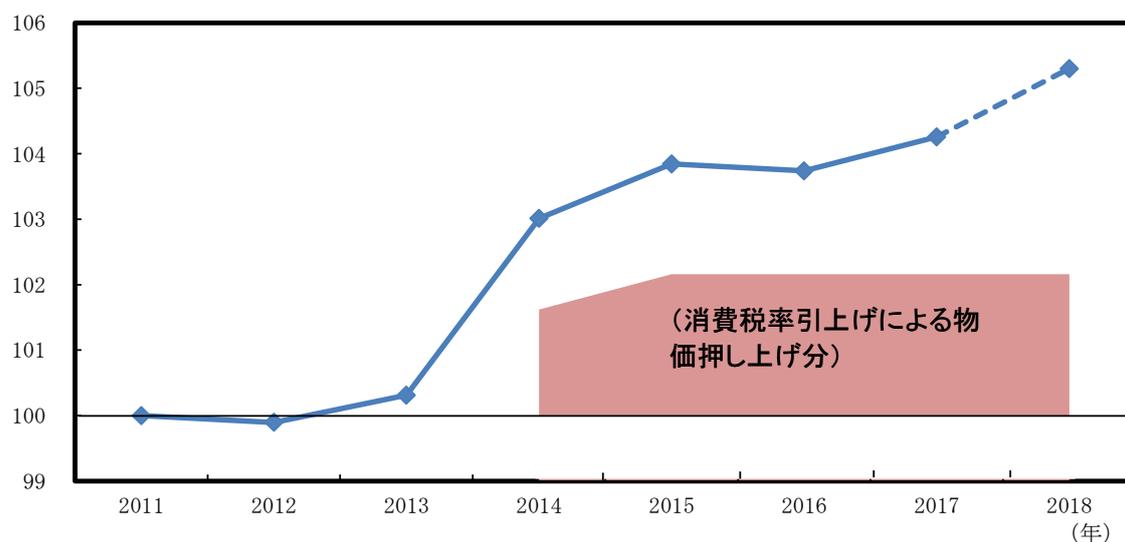
CPI 総合の 2011 年から 2018 年までの推移は、次の図表 6 のように示される。

⁸ 遺族厚生年金は非課税となるため、所得税・住民税の計算上考慮されない。

⁹ 一億総活躍担当大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣「『年金生活者等支援臨時福祉給付金』の実施について」(平成 27 年 12 月 18 日)より

2011年から2017年までの累計で、物価は4.26%上昇しており、その約半分の2.16%は消費税率の引上げによって押し上げられたものと推計される¹⁰。消費税増税以外の要因でも物価は上昇している。

図表6 消費者物価指数(CPI)総合の推移(2011年=100)



(注) 2018年は1~9月平均、他は年平均
(出所) 総務省公表CPI総合をもとに大和総研作成

2. ①モデル夫婦世帯の名目・実質可処分所得の推移

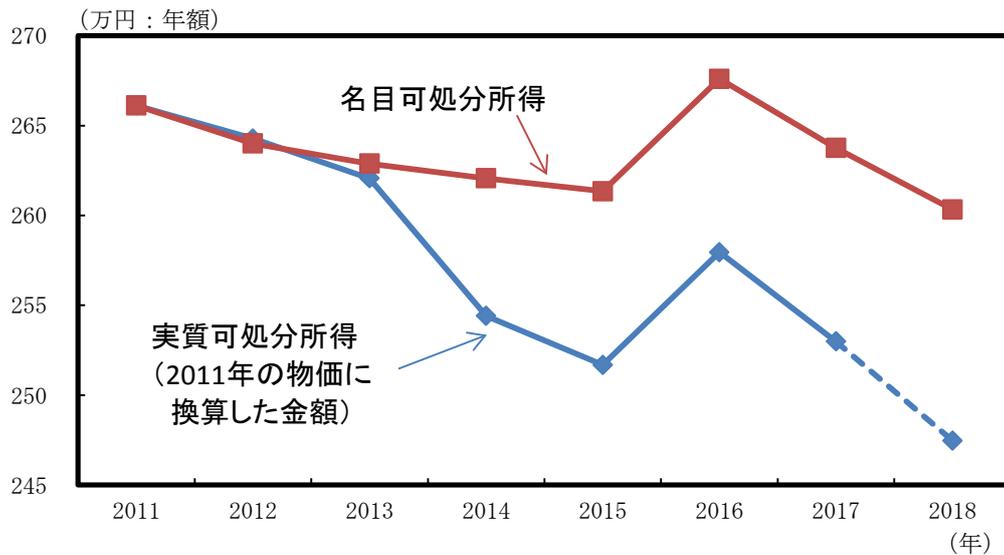
①モデル夫婦世帯の名目・実質の可処分所得の試算結果は、次の図表7に示される。

名目可処分所得は、「高齢者向け給付金」が支給された2016年を除くと、2011年の水準(266.12万円)を下回って推移し、概ね減少傾向にある。2017年の名目可処分所得は263.75万円であり、2011年と比べ2.37万円(0.9%)減少している。名目可処分所得が減少した理由は、年金支給額が2011年と比べて減額されていることに加え、社会保険料が増額されており、2016年を除くと給付金の増額分がこれらを下回るためである。

名目可処分所得を2011年の物価に換算した実質可処分所得では、減少傾向がより明確になっている。実質可処分所得は、「高齢者向け給付金」が支給された2016年においても2011年の水準を下回り、2017年は252.98万円であり、2011年の水準(266.12万円)と比べ、13.14万円(4.9%)減少している。1~9月の物価を用いた2018年の実質可処分所得の見込み値は247.23万円であり2011年と比べ18.89万円(7.1%)減少している。

¹⁰ 近藤智也・他「日本経済中期予測(2013年2月)」(2013年2月4日発表、大和総研レポート)をもとに、消費税率1%ptの引上げによるCPI総合の押し上げ効果を0.72%とした。

図表7 ①モデル夫婦世帯の可処分所得の推移

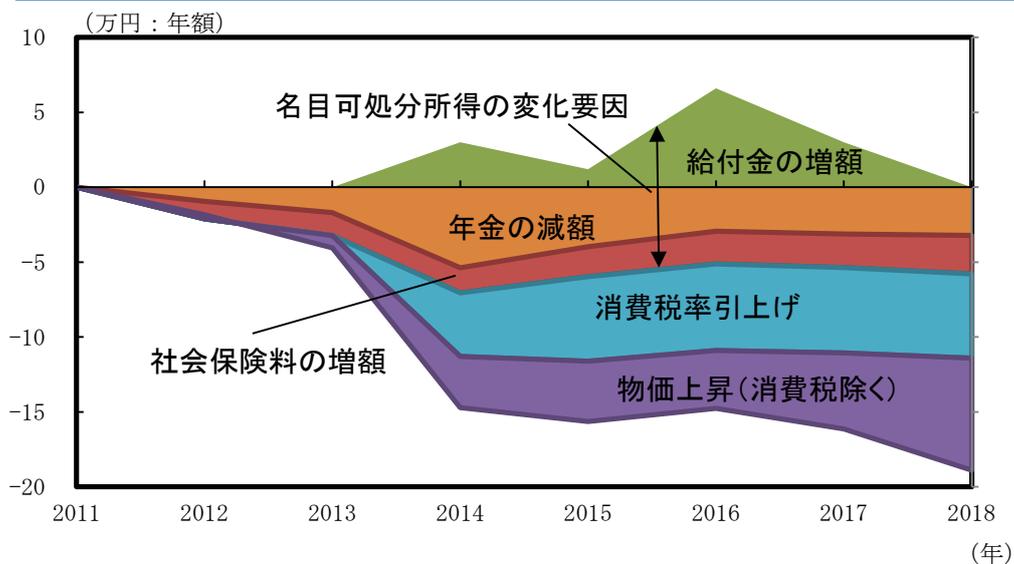


(注)2018年の実質可処分所得は1～9月の物価に基づく見込み値
(出所)大和総研試算

実質可処分所得の変化要因は次の図表8に示される。

2017年と2011年を比べて、実質可処分所得の減少要因として最も金額が大きいものは消費税率引上げの5.70万円であり、次は物価上昇(消費税除く)の5.07万円である。消費税率引上げを含む物価上昇が実質可処分所得の減少要因となっていることが分かる。

図表8 ①モデル夫婦世帯の実質可処分所得の変化要因



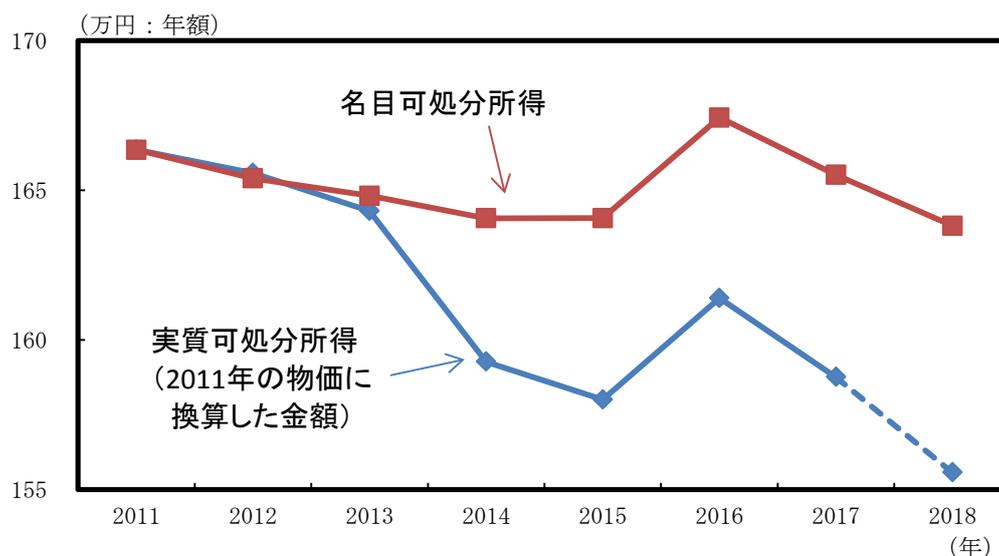
(注)2018年の実質可処分所得は1～9月の物価に基づく見込み値
(出所)大和総研試算

3. ②モデル女性単身世帯の名目・実質可処分所得の推移

②モデル女性単身世帯の名目・実質の可処分所得の試算結果は、次の図表9に示される。

②モデル女性単身世帯の名目可処分所得は、①モデル夫婦世帯と同様に2016年以外は2011年の水準（166.36万円）を下回って推移し、概ね減少傾向にある。2017年の名目可処分所得は165.51万円であり、2011年と比べ0.85万円（0.5%）減少している。

図表9 ②モデル単身女性世帯の可処分所得の推移



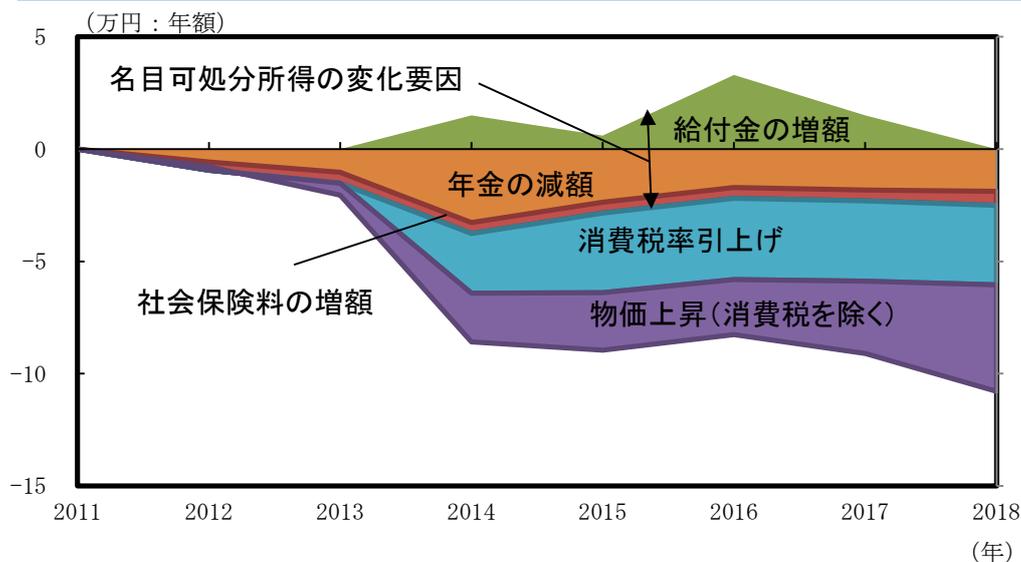
(注)2018年の実質可処分所得は1～9月の物価に基づく見込み値

(出所)大和総研試算

②モデル女性単身世帯の2017年の2011年比の名目可処分所得の減少率（0.5%）が、①モデル夫婦世帯（0.9%）よりも小幅に留まるのは、主に②モデル女性単身世帯は社会保険料の増額が小幅に留まったためである。②モデル女性単身世帯は、課税対象となる年金が自らの老齢基礎年金のみであるため、後期高齢者医療制度・介護保険ともに保険料が最も低い区分が適用され、保険料率引上げによる影響は小幅に留まった。

②モデル女性単身世帯の2017年の実質可処分所得は158.76万円であり、2011年（166.36万円）と比べ7.60万円（4.6%）減少した。実質可処分所得の主な減少要因は、①モデル夫婦世帯と同様に消費税率引上げを含む物価上昇である（図表10）。

図表10 ②モデル単身女性世帯の実質可処分所得の変化要因



(注)2018年の実質可処分所得は1～9月の物価に基づく見込み値

(出所)大和総研試算

4. 2019年10月の消費税率引上げ時の影響試算

2019年10月には消費税率が8%から10%に引き上げられると同時に、年金生活者支援給付金が創設される予定である。

年金生活者支援給付金とは、家族全員住民税非課税で年金額等が老齢基礎年金の満額を下回る者等に、年金納付実績等に応じ最大年6万円を給付するものである。本稿で設定した①モデル夫婦世帯と②モデル女性単身世帯はいずれも住民税非課税世帯となるため、年金生活者支援給付金の支給対象となる公算が大きく、その場合、いずれの世帯も年6万円（①モデル夫婦世帯の場合、妻のみ）が支給されるものと考えられる¹¹。

2018年における①モデル夫婦世帯の名目可処分所得は年260.33万円である。消費税率が8%から10%に引上げられた際に物価は1.0%程度上昇すると見込まれるため、消費税率引上げによる実質可処分所得の減少幅は年2.6万円程度と見込まれる¹²。②モデル女性単身世帯の2018年の名目可処分所得は年155.57万円であるため、消費税率引上げによる実質可処分所得の減少幅はこの1.0%の年1.6万円程度と見込まれる。

2019年や2020年の実質可処分所得そのものを試算するためには、2019年度・2020年度の年金額や社会保険料等の情報が必要があり、現時点では確度の高い見積もりは困難である。しか

¹¹ 明確な支給対象は政令により定められることとされているが、未制定である。

¹² 長内智「消費増税と原油高でデフレ脱却とインフレ目標はどうなる？」(2018年10月18日発表、大和総研レポート)参照。食料品等への軽減税率を考慮し、幼児教育無償化の影響は考慮していない。
https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/securities/20181018_020375.html

し、①モデル夫婦世帯と②モデル女性単身世帯においては、年金生活者支援給付金の支給見込み額（年 6 万円）と比べ、消費税率引上げによる実質可処分所得の減少幅（①モデル夫婦世帯で年 2.6 万円程度、②モデル女性単身世帯で年 1.6 万円程度）の方が小さいため、2019 年 10 月の消費税率引上げのタイミングでは、実質可処分所得は増加する公算が大きい。

おわりに～本格的な「年金の目減り」に向け準備を

年金生活者世帯については、本稿で設定した①モデル夫婦世帯、②モデル女性単身世帯のいずれも、2011 年以後、（2016 年を除いて）実質可処分所得は減少傾向にある。

2017 年時点の 2011 年比の実質可処分所得の減少率は、①モデル夫婦世帯で 4.9%、②モデル女性単身世帯で 4.6%となった。実質可処分所得の主な減少要因は、消費税率の引上げを含む物価上昇である。

現役世帯については、賃金や女性就業率の上昇により、実質可処分所得は 2017 年時点で 2011 年並みの水準に回復してきている¹³が、年金生活者世帯（収入が年金のみの世帯）については賃金上昇の恩恵を受けられず、物価が上昇する中でも年金支給額は 2015 年度を除いてプラス改定されていないため、実質可処分所得は減少傾向にある。

2019 年 10 月に消費税率が 8%から 10%に引き上げられる際は、同時に年金生活者支援給付金の支給が開始されるため、モデル世帯における実質可処分所得は一時的に増加する公算が大きい。しかし、中長期的には、マクロ経済スライドの実施による実質的な年金支給額の切り下げにより、年金生活者世帯の実質可処分所得は減少していくことが見込まれる。

こうした「年金の目減り」を見据え、年金によって生活している世帯においても、就労が可能な世帯では就労による収入を確保したり、資産がある世帯においては金融資産の運用やリバースモーゲージ¹⁴を活用したりするなど、自助努力で公的年金以外の収入を確保していくことが求められるだろう。

¹³ 是枝俊悟「賃上げは増税・物価上昇に追いついてきたか」（2018 年 3 月 28 日、大和総研レポート）を参照。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20180328_020024.html

¹⁴ 高齢者が、自宅を担保に銀行から一時金や年金形式で融資を受けるしくみ。

(参考) 数表一覧

図表11 ①モデル夫婦世帯の実質可処分所得の推移(年額・万円)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
① 年金支給額	278.36	277.41	276.66	272.98	274.38	275.42	275.23	275.14	
② 社会保険料	12.24	13.41	13.77	13.91	14.23	14.42	14.48	14.81	
③ 給付金	0.00	0.00	0.00	3.00	1.20	6.60	3.00	0.00	
④ 名目可処分所得(=①-②+③)	266.12	264.01	262.89	262.06	261.35	267.60	263.75	260.33	
⑤ 実質可処分所得(2011年基準)	266.12	264.28	262.07	254.40	251.68	257.95	252.98	247.23	
実質可処分所得の2011年比差額		-1.84	-4.05	-11.72	-14.44	-8.16	-13.14	-18.89	
実質可処分所得の2011年比増減率		-0.7%	-1.5%	-4.4%	-5.4%	-3.1%	-4.9%	-7.1%	
差額内訳	年金給付額		-0.94	-1.70	-5.38	-3.97	-2.94	-3.12	-3.22
	社会保険料		-1.17	-1.54	-1.68	-2.00	-2.18	-2.24	-2.57
	給付金		0.00	0.00	3.00	1.20	6.60	3.00	0.00
	消費税率引上げ		0.00	0.00	-4.25	-5.65	-5.78	-5.70	-5.62
	物価上昇(消費税分除く)		0.27	-0.82	-3.42	-4.02	-3.86	-5.07	-7.48

(注)2018年の実質可処分所得は1~9月の物価に基づく見込み値

(出所)大和総研試算

図表12 ②モデル単身女性世帯の実質可処分所得の推移(年額・万円)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
① 年金支給額	169.27	168.69	168.24	166.00	166.90	167.56	167.45	167.39	
② 社会保険料	2.91	3.29	3.42	3.43	3.43	3.43	3.43	3.57	
③ 給付金	0.00	0.00	0.00	1.50	0.60	3.30	1.50	0.00	
④ 名目可処分所得(=①-②+③)	166.36	165.40	164.82	164.07	164.07	167.43	165.51	163.82	
⑤ 実質可処分所得(2011年基準)	166.36	165.57	164.31	159.27	158.00	161.40	158.76	155.57	
実質可処分所得の2011年比差額		-0.78	-2.05	-7.08	-8.35	-4.96	-7.60	-10.79	
実質可処分所得の2011年比増減率		-0.5%	-1.2%	-4.3%	-5.0%	-3.0%	-4.6%	-6.5%	
差額内訳	年金給付額		-0.57	-1.03	-3.27	-2.37	-1.71	-1.82	-1.88
	社会保険料		-0.38	-0.51	-0.52	-0.52	-0.52	-0.52	-0.66
	給付金		0.00	0.00	1.50	0.60	3.30	1.50	0.00
	消費税率引上げ		0.00	0.00	-2.66	-3.54	-3.62	-3.58	-3.54
	物価上昇(消費税分除く)		0.17	-0.51	-2.14	-2.53	-2.42	-3.18	-4.71

(注)2018年の実質可処分所得は1~9月の物価に基づく見込み値

(出所)大和総研試算

【以上】